

越前市総合計画基本計画改定懇話会開催要綱

(開催)

第1条 越前市総合計画基本計画(以下「基本計画」という。)を改定するに当たり、有識者、関係団体等から広く意見を聴取するため、越前市総合計画基本計画改定懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

(会議内容)

第2条 懇話会においては、次に掲げる事項に関し意見の聴取を行う。

- (1) 越前市総合計画基本計画の改定に関すること。
- (2) その他基本計画の改定に関して必要なこと。

(構成)

第3条 懇話会は、次に掲げる者のうち、市長が必要と認める者(以下「構成員」という。)の出席をもって開催する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 前項の構成員の数は、25人以内とする。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、懇話会を主宰する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指定する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、市長が必要に応じて招集する。

- 2 懇話会は、構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、企画部政策推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 2 年 4 月 3 0 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成 2 3 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。